

糸島市まちづくり基本条例案を9月議会へ提案

➤条例制定の目的と位置付け

この条例は、自治体運営のルールを定めた自治基本条例です。

ルールの明確化で、市民、行政のまちづくりへの意識向上を図り、自立した糸島市を実現することを目的としています。

本市のまちづくりの最高規範であり、「糸島市の憲法」となるものです。

➤条例制定の必要性

①地方分権・地域主権型の自治体経営に対応するため

⇒全国同じルール(法律)ではなく、地域の事情・課題に則したルール(条例)が必要

②市民参画の高まりに対応するため

⇒市民が活躍できる環境づくりのためのルール(条例)が必要

➤条例制定の効果

①市民・議会・市が、それぞれの役割を認識し、協働が進む。

②情報共有によって市民参画が進む。

③市民、行政のまちづくりへの意識が変わる。

④市政のチェック機能がより一層高まる。

⑤地域の実情、市民の意思がより適切に市政へ反映される。

⑥市政の無駄が省かれ、効率的かつ効果的な市政が行われる。

⑦地域活動・ボランティア活動が活発化する。

➤条例の骨格と各章で述べていること

前文

一人ひとりが主体として郷土愛を育み、まちづくりに持てる力を発揮する決意。

第1章 総則

条例制定の目的が、自立した糸島市の実現であること。また、本市の最上位の条例となること。

第2章 基本理念

まちづくりは、参画及び協働により推進しなければならないこと。

第3章 情報共有

情報の共有と、情報公開や個人情報の取り扱い、市民意思の把握、情報発信の必要性。

第4章 権利及び責務

市民の権利と責務、議会、市長、市、市の職員の責務について。特に市民は、主体として参画

する権利を持っていること。

第5章 住民による自治

校区、行政区、隣組それぞれの役割と連携や市の役割、まちづくりの拠点施設について。

第6章 協働

協働によりまちづくりを進めるという原則。具体的な協働の取組として、安全・安心及び危機管理、子育て及び教育、自然環境及び文化について。

第7章 市政

マネジメントサイクルの徹底と健全財政、住民投票という市政の基本的なあり方。

第8章 雑則

条例施行に当たって必要なことは、市長が別に定めること。

➤いままでの経過

- ◇ 糸島市まちづくり基本条例検討会議（市民参加）
開催期間：平成22年12月17日～平成23年6月24日（計9回開催）
- ◇ 糸島市まちづくり基本条例審議会（市民参加）
開催期間：平成23年7月17日～平成24年3月7日（計5回開催）
- ◇ 校区まちづくり懇談会（参加者数：1,252人）
開催期間：平成23年10月27日～平成24年1月28日（全15校区開催）
- ◇ 聴覚障がい者への説明会（参加者数：26人）
開催日：平成24年2月16日
- ◇ 地域審議会（前原・二丈・志摩）
開催日：平成24年1月26日～31日（各地域1回開催）
- ◇ パブリックコメント
実施期間：平成24年1月13日～2月14日

➤これからの予定

- ◇ 議会9月定例会に提案
- ◇ 平成25年4月1日施行

➤福岡県内自治体の自治基本条例制定状況

- うきは市 平成19年4月1日
- 福津市 平成20年12月1日
- 北九州市 平成22年10月1日
- 嘉麻市 平成22年12月28日
- 宮若市 平成23年4月1日
- 筑紫野市 平成23年6月29日